

三島市立図書館雑誌スポンサー企業チラシ配布基準

(目的)

- ・スポンサー企業の PR の場を増やし、現在のスポンサーの契約更新や新規スポンサーの獲得へ繋げ、財源を確保することで図書館サービスのさらなる充実を図るため。

(提供の方法)

- ・雑誌コーナーに設置されたパンフレット架に企業のチラシを置き、利用者へ配布する。

(チラシの内容)

- ・チラシの内容は、三島市広告掲載要綱第2条及び三島市広告掲載基準に準じるものとする。

(チラシの規格等)

- ・大きさは A4 サイズ以内とし、1社1スペースまでとする。
- ・チラシの配架位置は図書館が決定し掲出する。

(チラシの配布期間)

- ・チラシの配布期間は、雑誌スポンサー契約期間とする。

附則

この基準は、平成 28 年 1 月 5 日から施行する。